

誓約書及び照会承諾書

令和 年 月 日

大牟田市長 関 好孝 殿
(生活安全推進課)

(届出者) 住所

氏名

私は、下記1の記載事項に相違ないこと及び下記2に記載された暴力団員等ではないことを誓約します。また、下記1の記載事項について、下記2の大牟田市営駐車場条例に規定されている暴力団排除に関する要件を確認するため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

記

1. 届出者の氏名等

(ふりがな) 氏名	性別	生年月日

※氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。

備考1 この書面に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律〔平成十五年法律第五十七号〕の規定により、上記以外の目的には使用しません。

2. 大牟田市営駐車場条例に規定された暴力団排除に関する条項

※大牟田市営駐車場条例に基づき、暴力団または暴力団員等の利用、及び、暴力団または暴力団員等の利益になると認められる場合には、定期利用の許可をしていませんので、事前確認を行うものです。

大牟田市営駐車場条例（抜粋）

（定期利用の不許可）

第3条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、定期利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 大牟田駅東口駐車場又は新大牟田駅南駐車場の施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 次に掲げる者が使用しようとするとき、又は次に掲げるものの利益になると認めるとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員が役員となっている団体等

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

- (4) 大牟田駅東口駐車場又は新大牟田駅南駐車場の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき